

施工業者のみなさまへ

応急修理見積書作成時のお願い（留意点等）

1. 対象となる修理箇所は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分となります。
①居間 ②台所 ③トイレ ④風呂・洗面所 ⑤寝室 ⑥廊下
(上記以外の箇所がある場合は建築住宅課担当へご相談ください。)
2. 応急修理の対象可否を判断する必要があるため、箇所を特定できるよう部屋ごと
(上記1の①から優先的に)に記載してください。
なお、押入、物置、仏間、床の間、クローゼットなど(それらの建具を含む)は
対象外となります。
3. 応急修理分と被災者負担分がある場合は、応急修理分から順に記載してください。
4. 数量欄について「一式」とはせず、「㎡」「坪」等を単位とした数量をご記載くだ
さい。(一式表記がやむを得ないものを除く。)
5. 住宅設備について、まずは機器の部分修理での対応可否について確認が必要です。
部分修理が不可能の場合は、修理業者より機器の故障状況および部分修理では対
応不可能な理由書をご用意いただきます。
また、新旧が同等のものか確認できるよう、名称欄もしくは備考欄に新旧それぞ
れの商品名、型番等をご記載ください。取替の場合の新規の方には商品名等とあわ
せて「(既存同等品)」と追記願います。
6. その他
 - ・参考として、商品のカタログ等を添付してください。
 - ・見積書提出時には、修理前の写真(住宅の全景、被災状況・被災箇所(浸水の場合
は浸水高がわかるように表示)、設備の型番等を撮影したもの)を添付して下さい。
 - ・完了報告時には、原則として修理前、修理中、修理後の写真が必要です。修理前、
修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合は、別途代替資料をご提出いただきます。
(代替資料による証明が不明確な場合は、対象外になりますのでご注意ください。)
 - ・対象外の経費がある場合は、諸経費や消費税の案分が必要になりますのでご注意く
ださい。

※裏面：対象工事例

応急修理制度 対象工事例（床・壁・建具、住宅設備）

【床、壁の修理について】

- ① 仕上げのみは対象外です。（ＲＣ造で下地が無い構造では対象となる。）
下地から交換が必要な場合とは、「浸水被害で断熱材や下地材が腐食、カビ、悪臭などによって取り換えなければならない」、「浸水被害でフローリングや 荒床・根太等の下地材が歪み、反りなどによって取り替えなければならない」が考えられます。
- ② グレードアップは認められません。同等品、後継品に限ります。ただし、畳からフローリングへの変更のみ認められています。

【住宅設備（給湯器）について】

- ① 原則、熱源の変更は認められません。（ガス⇒電気、灯油⇒ガスなど）
- ② グレードアップ（容量など）は認められません。同等品、後継品に限ります。
- ③ なぜ修理や部品交換等に対応できないか、取り換えなければならない理由書のご提出をお願いします。

【住宅設備（建具、キッチン、トイレ、浴槽など）について】

- ① 内部建具については、浸水による破損や反り等がある場合に限り対象になります。
（ふすま・障子の張り替えで済む場合は、対象外となります。）
- ① グレードアップは認められません。同等品、後継品に限ります。
- ② 贅沢品と思われるものは、既存に設置されていても認められません。
（食洗器、床暖房、ウォシュレット（被災前ウォシュレットは対象）など。）
- ③ なぜ修理や部品交換等に対応できないか、取り換えなければならない理由書のご提出をお願いいたします。
- ④ ２階など他に使用可能なトイレがある場合はトイレの出入口、ドアを含め対象外となります。

<お問い合わせ先>

由利本荘市建設部建築住宅課

〒015-0801 由利本荘市美倉町27-2 市役所第二庁舎

電話0184-24-6334 ／ FAX0184-24-1599

e-mail: kentiku@city.yurihonjo.lg.jp

【住宅の応急修理の対象範囲】

令和6年7月24日から大雨により被災した箇所に限ります。

【注意点】

- ・ 仕上げ材のみの修理は、対象外です。

(例：畳のみの取替え、ふすま・障子のみの貼替え、クロスのみの貼替えなど)

ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの仕上げ材についても対象とします。畳は壊れた床の補修と併せて取替えを行わざるを得ない場合に限り対象です。エアコンの室外機や家電製品は、対象外です。

